

2023年6月15日

2023年3月期 決算の概況について

日本地震再保険株式会社（代表取締役社長 伊東 正仁）では掲題について別添資料によりお知らせいたします。

<添付資料>

○2023年3月期 決算の概況

お問合せ先

日本地震再保険株式会社 管理・企画部

〒103-0024

東京都中央区日本橋小舟町8-1 ヒューリック小舟町ビル4階

電 話 03-3664-6098

F A X 03-3664-6169

Eメール keiri@nihonjishin.co.jp

担 当 管理・企画部 久保田、藤川

2023年3月期決算の概況

1. 事業の概況

(1) 事業の経過及び成果等

2022年度のがわが国経済は、新型コロナウイルスの感染抑制と経済活動の両立が進む中、記録的な円安に加え資源価格の上昇及び供給制約の影響を背景とした輸入物価の高騰を受けて約40年ぶりの高い物価上昇を記録したことから、個人消費の回復は力強さに欠け、経済持ち直しのペースは緩やかなものに留まりました。

このような情勢の中、地震リスクに対する認識の高まりや2022年10月の火災保険改定の影響と見られる契約の中途更改等によって正味収入保険料は前年度より増加しました。一方で、正味支払保険金及び損害調査費については、2022年3月に発生した福島県沖を震源とする地震に加え、2021年2月に発生した福島県沖を震源とする地震の支払いも継続していることから前年度より増加しました。

資産運用に関しては、流動性・安全性を最優先に取組み、低金利環境が続く厳しい運用状況の中で、日米金利差の拡大等の要因で為替ヘッジコストが悪化したこと等により、運用益は前年度を下回りました。

第6次中期経営計画の2年目に入り、「経営基盤の高度化」及び「SDGsの取り組み」をベースに、「人財戦略」及び「DX化」を進めながら、「地震保険制度の進化」、「運用規模1兆円を視野に入れた資産運用体制の構築」、「複合災害発生時の支払体制の強化」及び「付帯率及び防災・減災意識の向上」に引き続き取り組んでおります。経営基盤では、保険引受リスク計測態勢の整備や経済価値ベースのソルベンシー基準への対応等、ERMの高度化に加え、システム基盤のリプレース実施により可用性の向上及びセキュリティ強化を図りました。地震保険制度では、民間の危険準備金減少に対応するため業界や財務省への働きかけを行い、政府補正予算において再保険スキームの改定が実現しました。資産運用では、運用資産の多様化を開始し運用力の強化に取り組む、支払体制の強化として損害調査費処理の外部委託を進めております。付帯率等向上では、保有データを活用した付帯率決定要因の分析を行い、その結果に基づいた付帯率向上策を業界へ提言しました。

(2) 地震保険成績の概要

① 正味収入保険料と正味支払保険金

収入保険料から出再保険料を控除した正味収入保険料は2,689億円(前年度比6.5%増)となりました。一方、正味支払保険金は2,077億円(前年度比38.4%増)となりました。

② 危険準備金と責任準備金

正味収入保険料から受再保険手数料等を控除した正味保有保険料1,896億円と税引運用益1億円の合計1,898億円を危険準備金に積み増しました。

また、正味支払保険金、損害調査費、支払備金及び広告宣伝費の合計876億円を過年度危険準備金から取り崩した結果、当年度末危険準備金は3,333億円(前年度比44.2%増)となりました。

この危険準備金に未経過保険料積立金を加えた当年度末責任準備金は6,433億円(前年度比23.6%増)となりました。

③ 元受保険会社等の危険準備金

受託金勘定の元受保険会社等の危険準備金については、差引正味保険料6億円を積み増し、保険金、運用損及び広告宣伝費92億円を過年度危険準備金から取り崩した結果、当年度末危険準備金は119億円(前年度比41.7%減)となりました。

(3) 資産運用の概要

資産運用にあたっては、当社の資産運用方針に基づき、流動性と安全性を第一義とし、これに収益性を加味して進めて参りました。

当年度末の総資産は、正味収入保険料が増加したものの、2022年3月に発生した福島県沖を震源とする地震に対する保険金等の支払いにより、6,610億円（前年度比4.1%減）となりました。なお、主な運用資産の項目は、預貯金が1,502億円、有価証券が4,522億円となっています。

損益面に関しては、厳しい運用環境が継続する中、利息及び配当金収入が7億円、為替差益が19億円、これらに有価証券売却益等を加えた資産運用収益は28億円となりました。一方、ヘッジの為替予約に関する金融派生商品費用が22億円となり、有価証券売却損等を加えた資産運用費用は24億円となりました。

なお、当社では外貨建債券の購入にあたって、高水準の為替ヘッジを行っています。

(4) 当年度損益（資本勘定）

当年度の損益については、利息及び配当金収入にその他の項目を加減算し、法人税及び住民税を控除した結果、0百万円の当期純利益となりました。

2. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	2021年度 (2022年3月31日現在)		2022年度 (2023年3月31日現在)		比較増減	増減率
		金額	構成比	金額	構成比		
	(資産の部)		%		%		%
現金及び預貯金		193,688	28.1	150,263	22.7	△43,424	△22.4
預貯金		193,688	28.1	150,263	22.7	△43,424	△22.4
コーポレートローン		42	0.0	361	0.1	319	759.5
買入金銭債権		17,999	2.6	38,999	5.9	20,999	116.7
有価証券		457,705	66.4	452,280	68.4	△5,425	△1.2
国債		25,898	3.8	12,176	1.8	△13,721	△53.0
地方債		95,870	13.9	82,066	12.4	△13,804	△14.4
社債		303,916	44.1	323,820	49.0	19,904	6.5
外国証券		32,020	4.6	33,052	5.0	1,032	3.2
その他の証券		-	-	1,164	0.2	1,164	-
有形固定資産		46	0.0	215	0.0	168	360.1
建物		20	0.0	19	0.0	△1	△5.0
その他の有形固定資産		26	0.0	196	0.0	169	643.0
無形固定資産		89	0.0	294	0.0	205	230.3
ソフトウェア		87	0.0	293	0.0	205	234.0
その他の無形固定資産		1	0.0	1	0.0	-	-
その他の資産		19,449	2.8	18,643	2.8	△805	△4.1
再保険貸		19,090	2.8	18,200	2.8	△889	△4.7
未収金		5	0.0	6	0.0	1	27.9
未収収益		236	0.0	283	0.0	47	19.8
預託金		45	0.0	45	0.0	-	-
仮払金		71	0.0	27	0.0	△43	△61.0
金融派生商品		-	-	79	0.0	79	-
資産の部合計		689,022	100.0	661,059	100.0	△27,962	△4.1

(単位：百万円)

科目	年度	2021年度 (2022年3月31日現在)		2022年度 (2023年3月31日現在)		比較増減	増減率
		金額	構成比	金額	構成比		
	(負債の部)		%		%		%
保険契約準備金		664,942	96.5	646,152	97.7	△18,789	△2.8
支払準備金		144,276	20.9	2,822	0.4	△141,454	△98.0
責任準備金		520,665	75.6	643,330	97.3	122,664	23.6
受託金		16,748	2.4	9,906	1.5	△6,841	△40.8
その他の負債		7,434	1.1	8,087	1.2	653	8.8
再保険借		5,227	0.8	5,266	0.8	38	0.7
未払法人税等		371	0.1	390	0.1	18	4.9
預り金		3	0.0	2	0.0	△0	△7.4
未払金		484	0.1	729	0.1	245	50.5
金融派生商品		1,346	0.2	1,699	0.3	352	26.1
退職給付引当金		128	0.0	142	0.0	13	10.4
役員退職慰労引当金		7	0.0	11	0.0	4	57.1
賞与引当金		22	0.0	24	0.0	1	4.8
特別法上の準備金		0	0.0	0	0.0	0	34.4
価格変動準備金		0	0.0	0	0.0	0	34.4
地震保険評価差額金		△1,792	△0.3	△4,769	△0.7	△2,977	-
負債の部合計		687,492	99.8	659,557	99.8	△27,934	△4.1
	(純資産の部)		%		%		%
資本金		1,000	0.1	1,000	0.2	-	-
利益剰余金		547	0.1	547	0.1	0	0.0
利益準備金		1	0.0	1	0.0	-	-
その他利益剰余金		546	0.1	546	0.1	0	0.0
特別積立金		17	0.0	17	0.0	-	-
価格変動特別積立金		39	0.0	39	0.0	-	-
繰越利益剰余金		489	0.1	490	0.1	0	0.0
自己株式		△5	△0.0	△5	△0.0	-	-
株主資本合計		1,541	0.2	1,542	0.2	0	0.0
その他有価証券評価差額金		△12	△0.0	△40	△0.0	△28	-
評価・換算差額等合計		△12	△0.0	△40	△0.0	△28	-
純資産の部合計		1,529	0.2	1,501	0.2	△27	△1.8
負債及び純資産の部合計		689,022	100.0	661,059	100.0	△27,962	△4.1

(貸借対照表の注記)

1 会計方針に関する事項は次のとおりであります。

(1) 有価証券の評価基準、評価方法及び表示方法は次のとおりであります。

- ① その他有価証券の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
- ② 地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産の評価差額については、税効果控除前の額を、保険業法施行規則別紙様式に基づき、負債の部に「地震保険評価差額金」として表示しております。それ以外の評価差額については、税効果控除後の額を全部純資産直入法により処理し、純資産の部に表示しております。また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

(2) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法により行っております。

(4) 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、見積利用可能期間(5年)に基づく定額法により行っております。

(5) 外貨建の資産の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。

(6) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てることとしております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき財務部が資産査定を実施し、当該部署から独立した管理・企画部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っております。

なお、当期は引当の対象となる資産がないため、計上を行っておりません。

(7) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務は、自己都合退職による期末要支給額を基に計算する簡便法により算出しております。

(8) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき当期末要支給額を計上しております。

(9) 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、当期末における支給見込額を基準に算出しております。

(10) 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(11) 再保険取引は、元受保険会社等と締結している地震保険再保険特約書等及び政府と締結している地震保険超過損害額再保険契約書等の定めに基づいております。地震保険再保険料報告書等が到来した時点で収入保険料を計上しており、元受保険会社等及び政府に対して出再したと認められる保険料を支払再保険料として計上しております。

また、地震保険再保険金計算書が到来した時点で支払保険金を計上しており、元受保険会社等及び政府から回収可能と認められる保険金を回収再保険金として計上しております。

- (12) 支払備金は、元受保険会社から報告を受けた支払備金合計額と元受保険会社から保険金請求を受け付けたものの当社において未決済となっている未払額の合計を支払備金として計上しております。

なお、保険業法施行規則第73条第3項に基づき再保険が付された部分に相当する支払備金は計上を行っておりません。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類等に与える影響はありません。

2 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は再保険金の支払いに備え、主に国内外の高格付の短中期債並びに短期金融商品を保有し、流動性と安全性を第一義とし、それに収益性を加味した資産運用を行っております。デリバティブ取引は、外貨建債券の為替変動に伴う市場リスク軽減のための先物為替予約で、実需の範囲内で行うこととしております。また、市場リスク・信用リスク・流動性リスクについては定期的に時価や信用情報を把握、管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価の区分については次のとおりであります。なお、現金及び預貯金、コールローン、買入金銭債権は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品 (単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券	—	452,280	—	452,280
国債	—	12,176	—	12,176
地方債	—	82,066	—	82,066
社債	—	323,820	—	323,820
外国証券	—	33,052	—	33,052
その他の証券	—	1,164	—	1,164
デリバティブ取引(※)				
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	(1,619)	—	(1,619)
通貨関連取引	—	(1,619)	—	(1,619)

(※)その他資産及びその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

国債、地方債、社債及び外国証券は相場価格を用いて評価しておりますが、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

なお、市場における相場価格が入手できない投資信託は、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値の評価技法を利用して時価を算定しております。評価技法で用いている主なインプットは、金利及び為替レートであります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。

- 3 消費税等の会計処理は税込方式によっております。
- 4 責任準備金の内訳項目である危険準備金は、責任準備金の算出方法書に基づき、正味純保険料の額と資産の運用によって生じた利益から法人税等相当額を除いた額を累積して積み立てております。
- 5 有形固定資産の減価償却累計額は103百万円、圧縮記帳額は2百万円であります。
- 6 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前)	7,093	百万円
同上に係る出再支払備金	4,270	百万円
差引	2,822	百万円

- 7 繰延税金資産の総額は2,564百万円であります。なお、評価性引当額として全額を繰延税金資産の総額から控除しております。
繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、税務上の繰越欠損金2,393百万円、未払事業税85百万円、退職給付引当金39百万円、未払特別法人事業税23百万円であります。
- 8 当事業年度末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。
- 9 1株当たりの純資産額は755円24銭であります。
算定上の基礎である純資産の部の合計は1,501百万円、普通株式に係る純資産額は1,501百万円、普通株式の当期末株式数は1,988千株であります。
- 10 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2021年度 〔2021年4月1日から 2022年3月31日まで〕	2022年度 〔2022年4月1日から 2023年3月31日まで〕	比較増減	増減率
		金額	金額		
経常収益		254,971	413,488	158,516	62.2
保険引受収益		252,930	410,599	157,669	62.3
正味収入保険料		252,468	268,987	16,518	6.5
積立保険料等運用益		462	158	△304	△65.8
支払備金戻入額		-	141,454	141,454	-
資産運用収益		2,040	2,864	823	40.3
利息及び配当金収入		594	778	183	30.9
有価証券売却益		144	290	146	101.5
為替差益		1,763	1,951	187	10.6
その他運用収益		0	2	1	180.3
積立保険料等運用益振替		△462	△158	304	-
その他経常収益		-	24	24	-
経常費用		254,970	413,487	158,517	62.2
保険引受費用		251,456	409,015	157,558	62.7
正味支払保険金		150,088	207,758	57,670	38.4
損害調査費		13,270	20,934	7,663	57.7
諸手数料及び集金費		55,111	57,657	2,546	4.6
支払備金繰入額		25,695	-	△25,695	△100.0
責任準備金繰入額		7,291	122,664	115,373	1,582.4
資産運用費用		1,662	2,489	826	49.7
有価証券売却損		207	272	65	31.6
金融派生商品費用		1,439	2,200	760	52.8
その他運用費用		15	16	0	6.2
営業費及び一般管理費		1,828	1,982	154	8.4
その他経常費用		22	-	△22	△100.0
支払利息		22	-	△22	△100.0
経常利益		1	0	△0	△44.3
特別利益		2	-	△2	△100.0
その他特別利益		2	-	△2	△100.0
特別損失		2	0	△2	△91.6
価格変動準備金繰入額		0	0	△0	△5.7
その他特別損失		2	-	△2	△100.0
税引前当期純利益		1	0	△1	△70.2
法人税及び住民税		0	0	-	-
法人税等合計		0	0	-	-
当期純利益		1	0	△1	△83.9

(損益計算書の注記)

- 1 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	348,427	百万円
支払再保険料	79,440	百万円
差引	268,987	百万円

- 2 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	290,066	百万円
回収再保険金	82,307	百万円
差引	207,758	百万円

- 3 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前)	△146,150	百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	△4,695	百万円
差引	△141,454	百万円

- 4 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	6	百万円
コールローン利息	0	百万円
買入金銭債権利息	2	百万円
有価証券利息	768	百万円
計	778	百万円

- 5 金融派生商品費用中の評価損益は1,619百万円の損であります。

- 6 1株当たりの当期純利益は0円12銭であります。

算定上の基礎である当期純利益は0百万円、普通株式に係る当期純利益は0百万円、普通株式の期中平均株式数は1,988千株であります。

- 7 当期末における法定実効税率は28.00%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は54.56%であり、この差異の主な内訳は、評価性引当額の増減額20,389.19%、広告宣伝費用に係る危険準備金有税戻入額の益金不算入額△20,452.79%であります。

- 8 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 株主資本等変動計算書

① 2021年度

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計					
		特別積立金	価格変動特別積立金	繰越利益剰余金							
当期首残高	1,000	1	17	39	488	546	△5	1,540	△1	△1	1,538
当期変動額											
当期純利益					1	1		1			1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									△10	△10	△10
当期変動額合計					1	1		1	△10	△10	△8
当期末残高	1,000	1	17	39	489	547	△5	1,541	△12	△12	1,529

② 2022年度

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計					
		特別積立金	価格変動特別積立金	繰越利益剰余金							
当期首残高	1,000	1	17	39	489	547	△5	1,541	△12	△12	1,529
当期変動額											
当期純利益					0	0		0			0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									△28	△28	△28
当期変動額合計					0	0		0	△28	△28	△27
当期末残高	1,000	1	17	39	490	547	△5	1,542	△40	△40	1,501

(株主資本等変動計算書の注記)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,000,000	-	-	2,000,000
合計	2,000,000	-	-	2,000,000
自己株式				
普通株式	11,400	-	-	11,400
合計	11,400	-	-	11,400

2 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3. その他

(1) 有価証券関係

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

該当ありません。

③その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	種 類	2021 年度 (2022 年 3 月 31 日現在)			2022 年度 (2023 年 3 月 31 日現在)		
		取得原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	公 社 債	35,039	35,867	827	88,293	88,729	435
	株 式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	19,012	20,210	1,197	17,892	19,809	1,917
	そ の 他	—	—	—	1,103	1,114	11
	小 計	54,051	56,077	2,025	107,289	109,653	2,364
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	公 社 債	391,160	389,818	△1,342	332,168	329,334	△2,833
	株 式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	11,956	11,810	△146	13,616	13,242	△373
	そ の 他	—	—	—	50	49	0
	小 計	403,117	401,628	△1,488	345,834	342,626	△3,207
合 計	457,169	457,705	536	453,123	452,280	△843	

④売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	2021 年度 (2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)			2022 年度 (2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)		
	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
公 社 債	71,395	58	54	115,810	290	131
株 式	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	6,889	59	152	2,139	—	140
そ の 他	934	26	—	—	—	—
合 計	79,219	144	207	117,949	290	272

⑤減損処理を行った有価証券

該当ありません。

(2) デリバティブ取引関係

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

区 分	種 類	2021年度 (2022年3月31日現在)				2022年度 (2023年3月31日現在)			
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	売								
	建								
	米ドル	10,264	6,316	△815	△815	13,434	—	△1,291	△1,291
	ユーロ	14,078	—	△531	△531	13,247	—	△328	△328
合	計			△1,346	△1,346			△1,619	△1,619

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当ありません。

(3) 保険業法に基づく債権

該当ありません。

(4) 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区分		2021年度 (2022年3月31日現在)	2022年度 (2023年3月31日現在)
(A)	単体ソルベンシー・マージン総額	224,994	323,664
	資本金又は基金等	1,541	1,542
	価格変動準備金	0	0
	危険準備金	—	—
	異常危険準備金	231,150	333,368
	一般貸倒引当金	—	—
	その他有価証券の評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)	△1,748	△4,717
	土地の含み損益	—	—
	払戻積立金超過額	—	—
	負債性資本調達手段等	—	—
	払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
	控除項目	5,950	6,530
	その他	—	—
(B)	単体リスクの合計額 $\sqrt{(R1+R2)^2 + (R3+R4)^2} + R5 + R6$	233,077	202,024
	一般保険リスク (R1)	—	—
	第三分野保険の保険リスク (R2)	—	—
	予定利率リスク (R3)	—	—
	資産運用リスク (R4)	11,407	10,963
	経営管理リスク (R5)	4,570	3,961
	巨大災害リスク (R6)	217,100	187,100
(C)	単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	193.0%	320.4%

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)及び第87条(単体リスク)並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

<単体ソルベンシー・マージン比率>

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。

「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額であります。

- | | |
|--|--|
| ①保険引受上の危険
(一般保険リスク)
(第三分野保険の保険リスク) | : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険 (巨大災害に係る危険を除く。) |
| ②予定利率上の危険
(予定利率リスク) | : 積立型保険について実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険 |
| ③資産運用上の危険
(資産運用リスク) | : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等 |
| ④経営管理上の危険
(経営管理リスク) | : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの |
| ⑤巨大災害に係る危険
(巨大災害リスク) | : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険 |

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

- ◎当社は、「地震保険に関する法律」に基づき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払のための資金のあっせん・融通に努める旨定めているなど特別の事業形態となっていることから、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項(注)により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は、上記水準の如何にかかわらず、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっています。

(注) 条文は、次のとおりです。

「保険会社が地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)第3条第1項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社について、当該保険会社が該当する前条第1項の表の区分に応じた命令は、同表の非対象区分に掲げる命令とする。」